

解約・退去の手続きについて

1.解約(退去)の通知

- 退去予定の1カ月以上前に書面の郵送もしくは電話にて管理会社へ通知してください。
- ※書面での通知の場合・・・消印日が解約受付日となります
 - ※電話での通知の場合・・・解約(退去)説明を受けた日が解約受付日となります。お手元に賃貸借契約書をご用意ください。
 - ※契約内容によっては2～6ヶ月後までの家賃がかかることがありますので、あらかじめ賃貸借契約書をご確認ください。
- ★退去受付後は、解約(退去)日の変更ができない場合がありますので、ご注意ください。

2.管理会社からのご説明

退去立会、解約月の最終賃料、解約にともない発生する費用（ハウスクリーニング料・ストーブ整備料等）につきまして、賃貸借契約書に基づき管理会社よりご説明いたします。

3.公共料金等のご精算

- 退去立会までに済ませていただく手続き
- ① 電気料金の精算 ガス・灯油料金の精算
 - ② 水道料金の精算
 - ③ 郵便局への移転届
 - ④ インターネット等のレンタル機器の返却・移転届

4.立会日の決定→ご連絡

引越が完了し、お客様の荷物が全て搬出された後(車庫・物置も含む)当社の管理担当者が破損・不良箇所等の状況により、原状回復箇所を確認させていただきます。

※お客様の故意・過失による破損・汚損等がある場合には、事前に当社へお知らせください。
引越の予定・退去立会希望日が決まりましたら1週間前までに管理会社へご連絡ください。

※退去立会には契約者ご本人様がお立合いください。

退去立会は10:00～17:00(月～土)までとなっております。

夕方以降は室内の確認が十分にできないため、上記時間帯でお願いいたします。また、スケジュールの都合上、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご連絡ください。

5.退去立会の実施

- 退去立会時にお持ちいただくもの
- ①入居時にお渡しした鍵(お客様が作成した鍵も含みます)
 - ②印鑑③銀行口座のわかるもの(敷金返金がある場合のみ)

6.解約(退去)の完了

《ご注意》室内外(車庫・物置も含みます)に残置物及び粗大ごみが残っている場合は、処分費用をお支払いいただきます。

・駐輪場の自転車等も必ず撤去してください。